

# 水素関連技術開発支援補助金実施要領



令和4年7月

鳥取県商工労働部産業未来創造課

(電話 : 0857-26-7564)

〔目次〕

水素関連技術開発支援補助金 …………… 2

- 1 補助対象者
- 2 補助メニュー、補助率、補助金額、補助対象期間
- 3 補助対象経費
- 4 応募書類
- 5 審査の主なポイント
- 6 補助事業に関する注意事項
- 7 補助事業スケジュール表

## 補助事業の概要

### ■ 1 補助対象者（以下のいずれかを満たす必要があります）

・「脱炭素技術研究会」の参画企業を含む任意グループ

※「脱炭素技術研究会」…令和3年4月に策定・公表した「鳥取県産業振興未来ビジョン」の推進に向け、鳥取県が主催する研究会の事です。

### ■ 2 補助メニュー、補助率、補助金額、補助対象期間

補助メニュー	水素サプライチェーン（①純水素②アンモニア・合成燃料③メタネーション④MCH その他サプライチェーン上における安全対策技術）構築に必要な技術開発
補助率	補助対象経費の2 / 3
補助金の額	10,000千円以内（千円未満は切り捨てる。）
補助対象期間	24月以内

### ■ 3 補助対象経費

補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。（交付決定前に発注、購入、契約等（支払も含む）を実施したものは補助対象となりません。）

費目	内容
直接人件費	技術開発に従事する従業員・アルバイトについて、当該開発に直接従事する時間の給与及び賃金相当額
機械装置・工具器具費	機械装置・工具器具の購入、製作、借用に要する経費
ソフトウェア開発環境使用料及び購入費	ソフトウェア開発に必要な開発環境の使用料（サーバー利用料等）、購入・借用に要する経費
委託費	実験・研究等の外部委託、試作品等の品質・性能の評価の外部委託、試作品等の設計・開発等の外部委託に要する経費及び自社で不可能なソフトウェア等の開発の外部委託に要する経費 （県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が事前に認めた場合については、この限りでない）
共同研究費	鳥取県産業技術センター等の県内外学術機関等と共同研究契約を締結して行う共同研究経費
外部専門家受入経費	専門家への旅費・謝金、専門家を招いての従業員講習のための会場借上料等
産業財産権導入費	知的財産の使用料等、必要な産業財産権を導入するための経費
消耗品・原材料費、試作品作成費	消耗品や原材料、試作品作成に要した経費
旅費、謝金	調査や研究のための出張旅費や謝金
使用料及び賃借料	会場費や場所代として支払われる経費
通信運搬費、光熱水費	通信や運搬、光熱水費として支払われる経費
その他経費	その他補助事業に必要なと認められる経費

#### ■ 4 提出書類

- ・ 補助事業実施計画書（様式第1号）（ワード様式）
- ・ 補助事業収支予算書（様式第2号）（ワード様式）

（添付書類）

【次の事項を定めたグループの会則、規約等及びそれらを決定した事実が確認できる資料の写し等】

- ・ 構成員の代表者
- ・ 役割分担
- ・ 経費負担
- ・ 構成員の加入・脱退要件
- ・ グループ内の各種取扱規程（補助事業で生じた知的財産権の帰属等）

【グループ個社】※上記資料に加え、以下の資料が必要になります。

- ・ 定款又は事業者の概要が分かる資料等
- ・ 決算書（直近2期分。個人事業主の場合は確定申告書類の写し。）
- ・ 実施内容についての参考資料類
- ・ （鳥取県の課税対象者となる場合）鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等）
- ・ （要綱第4条第1号イ後段に該当する者の場合）次のいずれかが確認できる資料等
- ・ ア 現に県内に事業所等を設置し、事業化に向けた調査・研究開発等に取り組む能力を付与していること。
- ・ イ 事業の開始から終了するまでの間に、県内に事業所等を設置し、事業化に向けた調査・研究開発等に取り組む計画を有していること。

#### ■ 5 審査の主なポイント

- ・ 技術開発の新規性  
⇒国内初の取組又は県内で事例がないなど、技術的視点において普及度合を審査します。
- ・ 開発計画の実現可能性  
⇒目標、課題が明確になっており、技術開発手法が妥当な内容であるかを審査します。
- ・ 実施体制  
⇒自社内（必要な機器や設備等）や外部（専門機関等との協力体制等）共に実施体制が取れているかを審査します。
- ・ ビジネス性・事業化した際の効果  
⇒営業戦略、販売目標等が妥当な内容であり、波及効果（企業の発展、県内雇用の増加等）があるかを審査します。
- ・ 技術開発の検証  
⇒技術開発の評価が自社内に限らず、国又は都道府県等の公的な実証実験など、客観的評価が可能な場合は加点となります。

#### ■ 6 補助事業に関する注意事項

- ・ 補助対象経費は、補助金交付決定後、補助対象期間内に補助事業に対して支出する（実際に支払が行われる）費用に限られます。交付決定前に支出した費用や、補助対象期間を過ぎて支出した費用は補助対象外となりますので、ご注意ください。
- ・ 消費税・振込手数料は補助対象経費にはなりません。（値引きに当たる振込手数料相当額も同様です。）
- ・ 直接人件費は、新商品（役務）開発に直接関与する方の直接作業時間のみを対象としており、1人ごとに研究業務日誌を整備していただく必要があります。（書面で確認できない場合は、補助対象経費から除外されることもあります。）
- ・ 鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、補助対象経費は、できるだけ県内事業者への発注となるよう、努めてください。  
なお、委託に係る経費については、原則として県内事業者へ発注するもののみが補助対象経費として認められます。  
やむを得ず県外事業者へ委託する必要がある場合は、事前に県に協議し承認を得る必要があります。県の承認を得ないで県外事業者へ委託した場合は、補助対象経費として認められません。

- ・ 補助金は原則精算払いとなります。ただし、補助事業者が希望する場合、概算払を受けられる場合があります。詳しくは、県にご確認ください。
- ・ 補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。
- ・ 本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としません。

## ■ 7 補助事業スケジュール表

事業期間			項目	実施者	時期	内容
3ヶ年度	2ヶ年度	1ヶ年度				
↓	↓	↓	①補助事業実施計画書等の提出及び事業の採択（事業計画の提出）	企業	—	補助金の事業計画を応募いただくものです。提出後、事業計画書の内容を当課職員がヒアリングを行い、審査会にて書類審査を行います。
			②事業採択・補助金交付申請・補助金交付決定	県	—	事業採択の可否を通知します。採択の場合、補助金交付申請をしていただき、その後正式に補助金の交付決定となります。 ※補助事業の着手は交付決定日以降
			③年度末の事業進捗状況報告	企業	4.1～4.15	初年度分（3月31日現在）の事業進捗実績を報告いただきます。
			④現地調査（初年度分）	県	4月中旬～5月上旬	初年度実績（事業成果・支出状況・経理処理）について、当課職員が赴き現地調査を行います。
			⑤初年度支払通知	県	5月	初年度補助金の支払額を通知します。
			⑥補助金支払（初年度分）	県	5月	初年度補助金の支払を行います。
			⑦年度末の事業進捗状況報告（翌年度分）	企業	翌年 4.1～4.15	翌年度分（3月31日現在）の事業進捗実績を報告いただきます。
			⑧現地調査（翌年度分）	県	翌年 4月中旬～5月上旬	翌年度実績（事業成果・支出状況・経理処理）について、当課職員が現地調査を行います。
			⑨翌年度支払通知	県	翌年 5月	翌年度補助金の支払額を通知します。
			⑩補助金支払（翌年度分）	県	翌年 5月	次年度補助金の支払を行います。
			⑪実績報告書（全体分）	企業	交付決定から24ヶ月以内	補助事業全体の実績を報告いただきます。なお、 <u>事業完了から20日以内に提出する必要があります。</u>
			⑫現地調査（事業完了年度分）	県	実績報告後速やかに	全体実績（事業成果）及び最終年度分事業の支出状況・経理処理について、当課職員が現地調査を行います。
			⑬確定通知	県	現地調査から半月程度	補助金額の確定を行い、最終年度補助金の支払額を通知します。
			⑭補助金支払（事業完了年度分）	県	現地調査から1ヶ月程度	最終年度補助金の精算払を行います。

※事業実施中において、事業執行に係る変更等が生じた場合は、速やかに変更承認申請の手続きを行う必要があります。